

外務大臣会見記録(平成 22 年 5 月 25 日(火曜日)16 時 50 分～ 於:本省会見室)

外交記録公開・文書管理

【共同通信 西野記者】外交記録の公開についてお伺いいたします。密約も踏まえてということだったのですけれども、改めて今回、自動的に 30 年で公開していくことになったことについて、外交と国民の関係や、日本の情報公開や民主主義という観点から、まず、その意義を改めて指摘していただきたいと思います。

【大臣】外交には機密というものは付きものであります。しかし、それがそういった外交機密が必要であるという大義名分の下で、本来行ってはならないことが行われたりすることもあります。一定の年月を経たところでそれを公開することで、そのときの判断が果たして適切だったのかどうかということを検証する、そういうきっかけを与えるのが、私(大臣)は文書公開であると思っております。そして、それは民主主義にとって非常に根幹にわたる重要なことであると思っております。今までも 30 年ルールはあったのですが、実際には官僚組織の保守性のなせる技といいますか、なるべく出さないという傾向があったことは事実で、それを原則公開ということにしたことで、そして、外部の第三者、或いは政務レベルでの判断ということを挟むことで、飛躍的に公開の範囲は高まったと考えております。この方針をしっかり維持して、後世、検証に耐え得る外交政策というものを是非実現していきたいと思っております。

【共同通信 西野記者】普天間問題を巡る昨年以来の経緯なども非常に 30 年後は楽しみにしておるのですけれども、それはそれとして、

【大臣】その前に手記でも書きますか。

【共同通信 西野記者】その前に、今もあったのですが、官僚の裁量を排して、政務が判断する。その中で、文書の廃棄や非公開について政務レベルで判断する。そういったことを政務レベルで判断したということも情報公開の対象になるのでしょうか。何となれば、いわゆる国会議員がリスクを取るということで制度の信頼を担保していると思うのですけれども、その部分が明らかにならなければ、制度として画竜点睛を書くような気がするのですが、いかがでしょうか。

【大臣】まず、これは政務だけではなくて第三者もかむということも申し上げておきたいと思えます。そして、廃棄をするということは、どういうものを廃棄したかということは明確になるようにしなければならないと思います。もちろん、事後的に廃棄したものをチェックすることはできませんけれども、廃棄するのは残す価値がない、保存する価値がないということで廃棄する訳でありますので、そのことが誰のときにどういう文書を廃棄したかということが分かるようにするということが当然のことです。それから、公開しないということを決めた場合ですが、5年ごとに見直しをしていきます。つまり、30年経って、そのときには公開しないということを決めたとしても、35年には、つまり5年後にはもう一回、そのときの政務なり第三者が判断をするということです。5年ごとにそのことを判断していくということでもありますので、当然、実際に35年経って開いてみたら、5年前に何でこんなものを公開しなかったのかということになる訳ですから、そういう意味では公開しなかったこと、或いは廃棄したことの責任ということを当然明示的に負うこととなります。

【毎日新聞 吉永記者】政務レベルで判断するということが、それではその時に役についている人によって、非公開の基準というものが変わってしまうという可能性があると思うのですが、その辺りについては、どのようにお考えでしょうか。

【大臣】「人が変われば多少の変化があるではないか」と言われればそうかも知れませんが、まず、規則に基づいて原則的にはそれは委員会で判断する訳です。その上で政務に諮るということですから、仰ることは論理的には分からない訳ではありませんが、それを言ったら全てのことについて、人間が判断すること全てについて、その人によって違いがあると言えるかもしれません。しかし、「どのような場合に公開しないのか」というのは、ルール上ははっきりしているということです。

もう一度申し上げますと、「規則の第7条、次に各号に掲げる情報が行政文書全部又は一部に含まれる場合は、当該情報の一般の利用を制限することができる。ただし、情報の一般の利用の制限は、必要最小限のものでなければならない。

- 一、行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報(いわゆる個人に関する情報)
- 二、行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報(いわゆる法人等に関する情報、事務又は事業に関する情報)

三、公にすることにより現在又は将来にわたって具体的に国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報」ということです。

【朝日新聞 鶴飼記者】外交文書の廃棄についてですが、廃棄をするということは要は保管場所もなかなか足りなくなって、ずっと置いておくのも無理だということで、これまで廃棄の規定、保存期間が何年というのが定められていたのだと思うのですが、最近は電子データでの保存とかいろいろな形での保存が可能になってきていると思うのですが、そういうところを見直されるお考えはないのでしょうか。

【大臣】そういう議論はあり得ると思います。ただ、それにしてもあまり大量にあると、検索するだけでも大変です。ですから、現在も確か3年、5年といくつか内容によって分類しています、単なる連絡事項であるとか、そういうものは30年経たずに廃棄するものもあります。それは、皆さんの会社を考えていただいても、お分かりいただけると思います。全てを保存するというのは非現実的だと思います。

[目次へ戻る](#)

---